

○ 財務省告示第百七十六号
 国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）
 第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定
 により平成二十一年四月二十一日に買入消却した
 国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十一年五月二十二日

財務大臣 与謝野 馨

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の 総額	額面金額百円当 たりの買入価格
利付国庫債 （十年）	第二回	四十一億円	九十三円四十一銭
〃	第五回	五十億円	八十八円四十五銭
〃	第七回	三億円	八十七円三十五銭
〃	〃	八十億円	八十七円三十六銭
〃	〃	五億円	八十七円四十銭
〃	第八回	三十億円	八十七円六十七銭
〃	〃	八億円	八十七円七十八銭
〃	〃	十億円	八十七円八十八銭
〃	第十回	二十五億円	八十七円九十九銭
〃	〃	百九十九億円	八十八円
〃	〃	二十五億円	八十八円十銭

合	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
計	〃	第十五回	第十四回	〃	第十三回	〃	第十二回	〃	第十一回
円一千百十五億	四十億円	九十九億円	十億円	百五十億円	百五十億円	二十億円	二十億円	七十五億円	七十五億円
	八十八円五十一銭	八十八円四十銭	八十六円九十八銭	八十七円九十八銭	八十七円九十三銭	八十七円八銭	八十七円三銭	八十七円七十五銭	八十七円七十銭